

【令和 8 年度】諏訪南中学校 いじめ防止基本方針（概要版）

R8.4.1

本校では、すべての生徒が「安心して学べる学校」をつくるため、いじめを絶対に許さず、未然防止・早期発見・早期対応を柱として取り組んでいます。

1 いじめの基本的な考え方

- ・いじめはどの生徒にも起こり得る重大な人権問題です。
- ・いじめの判断は「いじめられた側の視点」を大切に、早期に認知・対応します。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、生徒を守り抜く体制を整えています。

2 いじめ防止のための主な取組

（1）未然防止

- ・「学び合い」を軸とした授業づくり、学級づくり、生徒会活動を通じて、安心、安全な集団で共感的な人間関係を育てます。
- ・道徳教育・情報モラル教育を計画的に実施します。
- ・「わくわくタイム」など学級での交流活動を充実させます。

（2）早期発見

- ・月1回のアンケート、チェックリストなどを実施し、こなしタイムなどを活用した相談しやすい体制づくり、環境を整えます。
- ・教職員が日常の姿を観察し、ささいな兆候も見逃しません。

（3）相談体制

- ・保健室でいつでも相談できます。
- ・スクールカウンセラーによる相談も利用できます。
- ・保護者からの相談・情報提供も随時受け付けています。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ・家庭とは ICT ルールづくりや生活習慣について協力して取り組みます。
- ・地域、関係機関（警察・児童相談所等）と連携し、生徒を見守る体制を整えています。

3 いじめが確認された場合の対応

- ・まずは、いじめを受けた生徒の安全と心のケアを最優先にします。
- ・教職員が一丸となり、組織的に事実確認と支援を行います。
- ・加害側への指導は、人権に配慮しつつ、責任を理解し改善できるよう継続して行います。
- ・必要に応じて関係機関（警察・児童相談所・医療機関等）と連携します。

4 重大事態への対応

- ・生命・心身・財産に重大な被害の疑い、または長期欠席につながる場合は「重大事態」として速やかに調査します。
- ・学校設置者（市教育委員会）と連携し、専門家を含む組織で公平・中立に調査します。
- ・いじめを受けた生徒・保護者へ丁寧に情報を提供し、支援を継続します。

5 いじめ問題の再発防止

- ・被害生徒・加害生徒・周囲の生徒に継続して支援します。
- ・対応の振り返りを行い、必要に応じて学校の方針を改善します。